

## 「休業要請を行う大規模施設に対する協力金(4/25~5/11 実施分)」について

### 1 大規模施設運営事業者に対する協力金

#### (1) 大規模施設運営事業者等の定義

##### ア 大規模施設

以下のすべてを満たす施設をいいます。

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年政令第12号)第11条第1項各号に規定するもののうち、多数の者が利用する施設で、建築物の床面積の合計が千平方メートルを超える施設であること
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成25年政令第31号。以下「特措法」という。)第24条第9項に基づき東京都が実施する休業要請又は無観客開催要請を受け、これに応じた施設であること(その施設の一部について、生活必需物資の小売関係等を行うことから当該部分のみ休業していない場合を含む。)

##### イ 大規模施設運営事業者

大規模施設の運営により収益を得る事業を行う者であって、当該大規模施設の休業等を決定する権限を有し、これにより休業等を決定した者のうち、東京都が実施する休業要請期間等に関しコンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金又はARTS支援事業等の支援を受けた者を除く事業者をいいます。なお、国及び地方公共団体その他これに類する法人を除きます。

#### (2) 協力金の支給対象及び支給額

**東京都が実施する休業要請に応じて**、令和3年4月25日から5月11日までの全期間、**全面的にご協力**いただいた大規模施設運営事業者、又はやむを得ない理由で4月25日からの取組の開始が間に合わず、令和3年4月27日から5月11日までの全期間、**全面的にご協力**いただいた大規模施設運営事業者に対して、以下の協力金を支給します。

##### ア 自己利用部分面積に係る協力金

大規模施設の自己利用部分面積(注1)千平方メートル当たり(千平方メートルを1単位とし、単位未満切り捨てとする。千平方メートル未満の場合は千平方メートルとみなす。)、休業要請に応じた日1日につき20万円を、大規模施設運営事業者に支給します。

##### イ テナント事業者等の把握管理等に係る追加支給

下記2(2)のテナント事業者等に対する協力金の支給対象となる店舗及び下記ウの特定百貨店店舗(注2)の数が合わせて10以上存在する大

規模施設に限り、休業要請に応じた日1日につき当該テナント店舗及び特定百貨店店舗の数に2千円を乗じた額を、大規模施設運営事業者に支給します。（1の事業者が1の大規模施設において複数の店舗を営んでいる場合においては、複数の店舗と数える。）

#### **ウ 特定百貨店店舗に係る追加支給**

大規模施設である百貨店等について、休業要請に応じた日1日につき特定百貨店店舗の数に2万円を乗じた額を、大規模施設運営事業者に支給します。

#### **(注1) 自己利用部分面積**

大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分であって、東京都が実施する休業要請に応じて休業した部分の面積とします。

ただし、大規模小売店舗立地法の適用がある施設（ショッピングセンター等）においては、同法第2条第1項の店舗面積の定義に加え、大規模小売店舗の屋内に存する、集客を目的とした催事や移動式店舗の出店等に用いられている実績がある広場や通路の面積を含むものとして面積を算定します。

また、以下を含みません。

- ・ 大規模施設内に、大規模施設運営事業者がテナント事業者等、生活必需品の販売等を行う店舗等を有する事業者等及び特定百貨店店舗に賃貸、分譲、分配している区画がある場合における当該区画の面積（映画館における常設のスクリーンを有する上映室は除外しない。）
- ・ 大規模小売店舗立地法の適用がない施設については、同法の店舗面積の考え方を勘案し、施設の面積から階段、エスカレーター、エレベーター、施設間の連絡通路、休憩室（間仕切り等で区分された部分）、公衆電話室、便所、駐車場等及び一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室・倉庫等などの、当該施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分の面積

#### **(注2) 特定百貨店店舗**

大規模施設である百貨店等において当該店舗の売上が当該百貨店等にいったん計上され、その後分配される場合であって、当該百貨店等から一定の区画の分配を受け、当該店舗の運営者の名義等で出店し、百貨店等に対して一定の自律性をもって事業を営んでいる店舗

## **2 テナント事業者等に対する協力金**

### **(1) テナント事業者等の定義**

以下のすべてを満たす店舗を営む事業者又は飲食業の許可を受けていない小規模（建築物の床面積が千平方メートル以下）のカラオケ店が、特措法第

45条第2項に基づき東京都が実施する休業要請を受け、休業した場合の当該カラオケ店を営む者（以下「非飲食業カラオケ事業者」という。）であって、その休業期間に関しコンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金又はARTS支援事業等の支援を受けた者以外の事業者をいいます。

ア 大規模施設の、要請に基づく休業要請・無観客開催要請期間中に、契約に基づき、当該大規模施設の区画を賃借し（当該大規模施設の敷地内等において当該大規模施設運営事業者等との契約に基づき、飲食品の移動販売を継続的に行うことを含む。）、分譲を受けて、自己の名義等で出店し、当該大規模施設を利用する一般消費者向けに、当該大規模施設運営事業者に対して一定の自律性をもって事業を営む店舗であること

または、映画館運営事業者又は映画配給会社が、大規模施設である映画館の常設のスクリーンを有する上映室で映画を上映する場合の上映室であること（この場合、上映室を店舗とみなし、映画館運営事業者及び映画配給会社をそれぞれ店舗の運営事業者とみなす。）

イ 大規模施設運営事業者が、東京都が実施する休業要請に応じて、当該大規模施設の休業を行ったことに伴い休業を行った店舗であること、又は、東京都の無観客開催要請に応じて、当該大規模施設が無観客開催等を行ったことに伴い、やむを得ず休業した店舗であること

## (2) 協力金の支給対象及び支給額

**東京都が実施する大規模施設に対する休業要請又は無観客開催要請に応じて当該大規模施設が休業等を行ったことに伴い、令和3年4月25日から5月11日までの全期間、休業に全面的にご協力いただいたテナント事業者等、又はやむを得ない理由で4月25日からの取組の開始が間に合わず、令和3年4月27日から5月11日までの全期間、休業に全面的にご協力いただいたテナント事業者等に対して、以下の協力金を支給します。**

### ア テナント事業者等に対する協力金

大規模施設内のテナント事業者等の専用の、店舗等面積百平方メートル当たり（百平方メートルを1単位とし、単位未満切り捨てとする。百平方メートル未満の場合は百平方メートルとみなす。）、休業を行った日、1日につき2万円を、テナント事業者等に支給します。

### イ 映画館運営事業者及び映画配給会社に対する協力金

映画館運営事業者又は映画館配給会社が、大規模施設である映画館において、映画を上映することとしている常設のスクリーンごとに、休業を行った日、1日につき2万円を、映画館運営事業者及び映画配給会社にそれぞれ支給します。

### ウ 非飲食業カラオケ事業者に対する協力金

非飲食業カラオケ事業者が、特措法第45条第2項に基づき東京都が実施する休業要請を受け、休業した場合において、休業要請に応じた日、1日につき2万円を、非飲食業カラオケ事業者等に支給します。